

勝浦市婚活支縁員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、結婚を望む未婚者に対して男女の出会いの機会の仲介等、出会いから成婚までの支援をすることを目的とする勝浦市婚活支縁員（以下「支縁員」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 支縁員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 未婚者男女の出会いの機会の仲介
- (2) 未婚者男女への出会いに関するイベントの情報提供及び参加の働きかけ
- (3) 未婚者男女の交際から結婚に至るまでの支援活動
- (4) 前各号に定めるもののほか、独身男女の結婚に向けた活動の支援に必要なこと。

(登録)

第3条 支縁員の登録を受けようとする者は、勝浦市婚活支縁員登録申請書（別記第1号様式）に誓約書（別記第2号様式）を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった者のうち、次条に掲げる登録要件を満たす者を支縁員として登録する。

3 市長は、前項の登録をしたときは、勝浦市婚活支縁員証（別記第3号様式）を交付するものとする。

(登録要件)

第4条 支縁員として登録する者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所又は勤務地を有し、独身男女の結婚活動を支援できる20歳以上の者
- (2) ボランティアとして活動できること。
- (3) 業として結婚相談又は結婚紹介を行わない者

(登録の取り消し)

第5条 市長は、支縁員が次の各号のいずれかに該当すると

きは、登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の要件を満たさなくなると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により登録された者と認められるとき。
- (3) 地位又は活動上知り得た情報を利用し、結婚支援以外の活動を行ったと認められるとき。
- (4) 勝浦市暴力団排除条例（平成23年勝浦市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員であると認められるとき。
- (5) 本人から登録取り消しの申し出があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が支縁員として不相当と認めるとき。

（任期）

第6条 支縁員の任期は、登録の日から1年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げないものとする。

（婚活支縁員証）

第7条 支縁員が第2条に規定する活動に従事するときは、婚活支縁員証を所持し、その身分を明らかにしなければならない。

（報告）

第8条 支縁員は、第2条に規定する活動を行ったときは、婚活支縁員活動報告書（別記第4号様式）により、定期的に市長に報告しなければならない。

（支援等）

第9条 市長は、支縁員に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 活動に繋がる情報の提供
- (2) 活動に必要な知識等を習得する機会の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、活動に有益と認められる事項

（守秘義務）

第10条 支縁員は、勝浦市個人情報保護条例（平成16年勝浦市条例第4号）の規定により、職務上知り得た個人の

秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第11条 第2条各号に定める支縁員の活動に対しては、報酬等を支給しないものとする。ただし、支援活動を行った結果、担当する勝浦市結婚相談所登録者が成婚に至った場合は、登録者1人につき20,000円の報償費を支払うものとする。

(責任等)

第12条 支縁員の活動中における相談者、その他関係者とのトラブルについては、市は一切責任を負わない。

(庶務)

第13条 支縁員に関する庶務は、勝浦市芸術文化交流センター芸術文化振興係において行う。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。